

○水戸市クリーニング業法施行細則

令和2年3月31日

水戸市規則第70号

改正 令和2年12月14日規則第188号

令和5年2月22日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(消毒の方法等)

第2条 法第3条第3項第5号に規定する消毒の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 摂氏100度以上の湿熱に洗濯物を10分以上触れさせる方法
- (2) 摂氏80度以上の熱湯に洗濯物を10分以上浸す方法
- (3) あらかじめ真空にした装置に、容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6グラム以上を発生させ、同時に水40グラム以上を蒸発させ、密閉したまま摂氏60度以上で1時間以上洗濯物を触れさせる方法
- (4) あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及びこれを不活化する炭酸ガス等を1対9の割合で混ぜたものを同時に注入し、常圧に戻し、又は加圧した後、摂氏50度以上で1時間以上洗濯物を触れさせる方法
- (5) 摂氏30度以上の石炭酸水（日本薬局方に収められているフェノールの2パーセント水溶液をいう。）中に10分以上洗濯物を浸す方法
- (6) 摂氏30度以上のクレゾール水（日本薬局方に収められているクレゾール石けん液の1パーセント水溶液をいう。）中に10分以上洗濯物を浸す方法
- (7) 摂氏30度以上のホルマリン水（日本薬局方に収められているホルマリンの1パーセント水溶液をいう。）中に10分以上洗濯物を浸す方法
- (8) 濃度が100万分の150以上かつ摂氏60度以上の過酢酸水溶液又は濃度が100万分の250以上かつ摂氏50度以上の過酢酸水溶液中に10分以上浸す方法

2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 摂氏80度以上の熱湯で10分以上処理する工程を含む方法
- (2) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が100万分の250以上の液に摂氏30度以上で5分以上浸し、終末濃度が100万分の100以上になるような方法で漂白することをその工程中に含む方法
- (3) テトラクロロエチレンに5分以上浸し、洗濯後、テトラクロロエチレンを含む状態で摂氏50

度以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含む方法

(4) 濃度が100万分の150以上かつ摂氏60度以上の過酢酸水溶液又は濃度が100万分の250以上かつ摂氏50度以上の過酢酸水溶液で10分間以上処理する工程を含む方法

(令5規則6・一部改正)

(営業者の届出)

第3条 省令第1条の3第1項の届出書は、クリーニング所開設届(様式第1号)とする。

2 省令第1条の3第2項の届出書は、無店舗取次店営業届(様式第2号)とする。

3 法第5条第3項の規定による届出は、クリーニング所・無店舗取次店営業変更(廃止)届(様式第3号)により行うものとする。

(確認証)

第4条 市長は、法第5条の2の確認をしたときは、法第5条第1項の規定による届出をした者(以下「開設者」という。)にクリーニング所検査確認証(様式第4号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

2 開設者は、確認証をクリーニング所の入口その他見やすい場所に掲示しなければならない。

(確認証の再交付)

第5条 開設者は、確認証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、クリーニング所検査確認証再交付申請書(様式第5号)によりその再交付を申請することができる。

2 確認証を破損し、又は汚損した開設者が前項の規定による申請をする場合には、当該確認証を添付しなければならない。

3 確認証の紛失により確認証の再交付を受けた開設者は、紛失した確認証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング業者地位承継届(相続)(様式第6号)とする。

2 省令第2条の3第1項の届出書は、クリーニング業者地位承継届(合併・分割)(様式第7号)とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月14日規則第188号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和5年2月22日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

クリーニング所開設届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 クリーニング所の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 開設予定年月日 年 月 日

3 構造及び設備の概要

4 営業者の氏名、住所、本籍及び生年月日（法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (1) 氏名（名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（主たる事務所の所在地）
- (3) 本籍
- (4) 生年月日 年 月 日

5 管理人の氏名、住所、本籍及び生年月日（管理人を置く場合のみ記入すること。）

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 本籍
- (4) 生年月日 年 月 日

6 クリーニング師に関する事項

氏名	住所	本籍	生年月日	登録番号

7 従事者数 人

8 営業に関する事項（該当する場合は、□にレ印を記入すること。）

- 洗濯物の受取及び引渡しのみを行う。
- クリーニング業法第3条第3項第5号本文に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱わない。

9 営業の譲渡に関する事項（該当する場合のみ記入すること。）

(1) 譲渡をした者の氏名（名称及び代表者の氏名）

(2) 譲渡をした者の住所（主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けたクリーニング所の名称

(4) 譲渡の年月日 年 月 日

10 添付書類

- (1) 設置するクリーニング師のクリーニング師免許証の写し
- (2) 施設の平面図
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書面
  - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - ウ 従事者数
  - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

備考

- 1 営業を譲り受けた場合において、3及び6から8までに掲げる事項に変更がないときは、当該変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 営業を譲り受けた場合において、設置するクリーニング師に変更がないときは、クリーニング師免許証の写しの添付を省略することができる。

様式第2号（第3条関係）

無店舗取次店営業届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としたいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日 年 月 日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 営業者の氏名、住所、電話番号、本籍及び生年月日（法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号）
  - (1) 氏名（名称及び代表者の氏名）
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
  - (3) 電話番号
  - (4) 本籍
  - (5) 生年月日 年 月 日

7 クリーニング師に関する事項

氏名	住所	本籍	生年月日	登録番号

- 8 従事者数 人



様式第3号（第3条関係）

クリーニング所・無店舗取次店営業変更（廃止）届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

クリーニング所・無店舗取次店営業の変更・廃止をしたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
  - (1) 保管場所
  - (2) 登録番号（車両番号）
- 4 変更事項
- 5 変更又は廃止の年月日 年 月 日
- 6 添付書類
  - (1) 新たなクリーニング師を使用する場合は、クリーニング師免許証の写し
  - (2) クリーニング所の構造又は設備の変更の場合は、変更の内容を明らかにした書面、施設の平面図等
  - (3) 営業を廃止した場合は、クリーニング所検査確認証



様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

クリーニング所検査確認証

様

水戸市長

印

年 月 日付けで届出のあった下記のクリーニング所の構造設備については、クリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認しました。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地

様式第5号（第5条関係）

クリーニング所検査確認証再交付申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいので、水戸市クリーニング業法施行細則第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 クリーニング所の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 再交付を受けたい理由

破損 ・ 汚損 ・ 紛失

3 添付書類

破損又は汚損の場合は、当該破損又は汚損をしたクリーニング所検査確認証

様式第6号（第6条関係）

クリーニング業者地位承継届（相続）

年 月 日

水戸市長 様

本 籍

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

被相続人との続柄

連 絡 先

相続によりクリーニング業の業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 被相続人の氏名及び住所

(1) 氏 名

(2) 住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地

5 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号

(1) 保管場所

(2) 登録番号（車両番号）

6 添付書類

(1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

様式第7号（第6条関係）

クリーニング業者地位承継届（合併・分割）

年 月 日

水戸市長 様

主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名  
連 絡 先

合併（分割）により業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称
  - (2) 主たる事務所の所在地
  - (3) 代表者の氏名
- 2 合併又は分割の年月日 年 月 日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地
- 5 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
  - (1) 保管場所
  - (2) 登録番号（車両番号）
- 6 添付書類  
合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

様式第1号 (第3条関係)

(令2規則188・令5規則6・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(令2規則188・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(令2規則188・全改, 令5規則6・一部改正)

様式第4号 (第4条関係)

(令2規則188・一部改正)

様式第5号 (第5条関係)

(令2規則188・一部改正)

様式第6号 (第6条関係)

(令2規則188・令5規則6・一部改正)

様式第7号 (第6条関係)

(令2規則188・一部改正)